

多言語社会のアイデンティティに関する哲学的考察： チャールズ・テイラーの多文化主義

河野哲也（こうのてつや）
立教大学文学部

ベルギー言語戦争

ベルギーとカナダでの研究

- 1990～91年 ベルギー給費留学
- ルーヴァン・カトリック大学（ルーヴァン・ラ・ヌーブ）哲学高等研究所
- 第一次湾岸戦争
- 2002～2003年 在外研究
- ヨーク大学（トロント、オンタリオ州）哲学科と心理学科
- 第二次湾岸戦争

「陛下、ベルギー人は存在しません」

- 「わたくしめに真実を申し上げさせて下さい。偉大ながらぞっとする真実でございます。陛下、ベルギー人は存在しないでございます。つまり、ベルギーとはひどく人為的に構成された政治的国家状態であり、国民性などは有していないでございます。陛下、ベルギー人の魂などというものはございません。フランデレン人とフロニー人の融合などは望むべくもなく、たとえ望んだとしても不可能であることを認めねばなりません。」
- Jules Destrée（弁護士、議員）「国王への公開書簡」1912年8月15日 La Revue de Belgique

ベルギー言語戦争

- 「戦争」は比喩ではない。
- 旧石器時代よりケルト族ベルガエ人
- シーザーによる征服（B.C.50）
- →ベルガエ人のラテン化
- ゲルマン民族フランク族の侵入（4～5世紀）のローマ帝国領内への侵入
- ローマ帝国がアーヘン（Aachen）からカレー（Calais）の線までもちなおす。
- この線が、現在の言語境界線。千年以上もの間、今なお存在し続けている。

複雑な歴史①

- 1714年～1792年：スペイン継承戦争後のオーストリア・ハプスブルグ家の支配
- →フランス語が外交・上流言語
- 1792年～1814年：ナポレオンによるフランス支配
- →フランス語国家
- 1814年～1830年：ウィーン議定書によるネーデルラント連合王国
- →オランダ語による統治

複雑な歴史②

- 1830年：ブルジョワ革命による独立。初代レオポルド1世を擁立
- 独立時の憲法には「言語の自由」。しかし憲法はフランス語
- 独立時のフランデレン語は統一されていなかった。アントウェルペン、ブラバント、リンブルフの独立性
- 「フランデレン運動」文化、宗教問題から言語問題へ発展

フランデレン独立運動と公用語化

- 1840年代、フランデレン語公用語運動「フランス語は客間で、フランデレン語は台所で」
- 1859年、王立委員会による二言語使用主義宣言
- 1876～8年地方行政、1883年中等教育の公用語化
- 1896年法律上はフランス語とフランデレン語が平等（＝2言語主義）

1地域1言語主義へ

- 1900年くらい：フランデレン地域の2言語主義から1地域1言語主義への要求。＝「地域言語主義」
- フランデレン地域：フランデレン語、ワロニー地域：フランス語
- 1932年言語法（行政、教育）、1935年（裁判）、1938年（軍隊）
- 1963年言語法：1言語主義強化
- オランダ語地域（55%）、フランス語地域（30%強）、蘭・仏語併用地域（10%強）、ドイツ語地域（0.5%）

フーロン問題 1962年

- フーロン地域（人口4500人、住民9割仏語）：フランデレンのリンブルフ州への帰属変更。
- ムクロン地域、コミーヌ地域（合計人口5万人、9割仏語）をワロニーのエノー州へと帰属変更。
- フランデレン運動が過激化するのを恐れた政府の見返り。
- フーロン「リエージュ回帰党」結成
- 1982年：反フランデレン運動の闘士、J. Happart氏が市長。蘭語での行政を拒否、仏語のみによって執務

背景としての経済

- ヨーロッパでもっとも早い産業革命
- 金融都市ブリュッセル
- 石炭・鉄鋼を中心に19世紀末～20世紀初頭までワロニー地区の経済的優位。フランデレンは農業地帯
- 1960年ぐらいを境に、徐々にフランデレン地域とワロニー地域との経済力の関係が逆転。アントワープを中心に精密工業がフランデレン地区で成長。
- 1960～61年の政府のワロニー経済再建法案に対する不満が、ベルギー史上空前のストライキ「ワロニー人民運動」

オランダ語とフランデレン語

- フランデレンの規範語は「標準オランダ語」
- 西フランデレン州、アントウェルペン州、リンブルフ州の方言の強さ
- 自分の言語と州への帰属意識の強さから、方言と認めず独立した言語として主張する。文化的マイナリティ意識と劣等感が背景。
- 学校では「標準オランダ語」を教える。文法語彙、表現、発音矯正など。
- 教室内では、「なぜ標準オランダ語を喋らねばならないのか」「自分達の言語を喋りたい」

ワロニーとフランデレン

- 蘭語人の土地に対する執着の強さ、仏語人のおごり
- 実質上、ベルギー固有の文化など存在しない。
- 「国境には全く対応していない、絶えざる相互影響と地域的に特殊化したヴァリエーションによる、ただ一つのヨーロッパ文化が存在しているだけ」
リエージュ大学教授François Perin
(1988年7月15)

カナダ、モザイク

ケベック問題

- 17世紀初頭にフランス人入植
- フレンチ・カナダインディアン戦争
(カナダでの7年戦争)
- 1763年2月10日パリ条約：フランス、カナダをイギリスに割譲
- アメリカはケベックに連法参加を打診。しかし、イギリス領に留まる

ケベック独立運動

- 1970年ケベック解放戦線、州副知事を誘拐・殺害
- 独立住民投票：1980年反対60%、1995年51%弱
- 1982年のカナダ新憲法は、ケベック州のみが批准しなかった。
- →ミーチレイク合意（1987年）

ファースト・ネイション運動 Nunavut準州

- 新独立自治区 Nunavut の首都 Iquluitへのエリザベス女王訪問
- 80年代、ファースト・ネイション：名誉と居住地の回復を目的とした政治運動
- モントリオール北部の Cree は、国際的な協力と支援を得てダム反対運動
- 1990年夏、オカ（Oka）のモホーク人民兵が武装蜂起、道路封鎖。
- フリティシュコロンビア、アルバータ、オンタリオの各州での抗議活動
- FNたちの主張を最初に認めたのは法廷
- Nunavutは、イヌイットのリーダーが、1999年の4月に作りだした三番目の領土

チャールズ・テイラーの 多文化主義

Charles Taylor

- 1931年 ケベック活動家の哲学者、マギル大学、ヘーゲル研究、新左翼
- 多文化主義の唱導
- 「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラルイズム』佐々木毅他訳（原典1994）
- 「各人は他者と相互主観的に交流しているので、自己像やアイデンティティをめぐる他者の反応に依存している」（p.484）

多文化主義

- 「国家的なアイデンティティよりも文化的・エスニックなアイデンティティを優先すること」
- 近代市民社会への批判
- 近代社会の自由な個人は、人間として以上の規定をもたない。人間を同質化してしまう。
- 近代個人の概念は、主観的な自己決定を絶対視してしまう。（「浅薄なニーチェ主義」）

近代市民社会批判

- 近代社会が重視する「正義」は、個人に何の自己規定も与えない。正義に対する善の優先性。
- 近代社会の「平等な尊厳をめぐる政治」は、すべての市民に平等の市民権を与えるという普遍的な原則に立つ。
- しかし、これが個人な集団の独特のアイデンティティを無化する。

差異の政治学

- 結局は、公共空間は無色透明ではなくマジョリティ文化によって支配されているので、マイノリティに同化を強制する。
- そこでは、マイノリティ文化やエスニック・グループに対して、「不承認」や「歪められた承認」「劣等なアイデンティティ」が割り当てられてしまう。
- 「差異の政治学」の必要性

テイラーの多文化主義

- アイデンティティの基盤となる差異を前面に押し出す。
- しかし、共認不可能性や分離主義ではなく、相互承認と地平の融合
- 「一方で、オーセンティシティーを否定して均質化を志向する動きと、他方における自民族中心主義的な基準の内部に引き籠る動きのあいだにあって、中道的な何かが存在するはずである。私たちには共生という課題がますます求められている」（p.72）

- ある程度長く存続している文化全てが善への何らかの寄与と理解の見込みがあるという多元主義的な文化観

ミーチ湖憲法協定

(Meech Lake Accord)

- ケベック州仏語住民の運動
- 学校教育で使用される言語を州独自に選定する権利
- 集団主義的な目標（人権はしばしば個人の権利）
- 1984年、進歩保守党のマルロー二党首（ケベック出身）は、1982年憲法を、ケベック州が容認できる内容に改正し、ケベック州を憲法体制に取り込むことを公約。ケベック州では1985年、反分離主義が首相となる。

1987年憲法改正の条件

- ①ケベックが「独特の社会」であることを憲法に明記
 - ②憲法改正の拒否権をケベックに与える
 - ③移民政策に関して州の権限を拡大
 - ④連邦政府の支出権を縮小
 - ⑤最高裁判所判事と上院議員の任命に州が参加
- トルドー前首相の反対。
 - ケベック州は合意するも、ニュー・ブランズウィックとマニトバ両州議会が批准せず不成立。

集団的な人権：国連人権宣言

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- 第27条「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

テイラーへの批判とコメント

- ロックフェラー、ハーバーマスの批判：民族性を中心にすると、人権侵害の可能性が生じ、自由主義を弱め、他者に不寛容となり、社会が解体する。
- アッピア（K.A. Appiah）「オーセンティシティについての本質主義的でもなく、独白的でもない説明が求められる。」

キムリッカ Kymlicka

- マイノリティ集団の分類：
- ① ナショナルマイノリティ：当該国家成立以前の集団。自律権を望む。例、イヌイット
- ② エスニック・グループ：より強い承認を求めるが、運動の目的は文化的差異への包括度を求めることにある。たとえば、米国におけるアフリカ系

- ナショナルマイノリティの文化的保護は、平等の実現となる。自治と連邦化
- 特別代表兼：一定の議席数の割り当て
- 公民的アイデンティティに対するナショナル・マイノリティ保護の優先

アイリス・M・ヤング

- 「承認の政治は、たいてい、社会的・政治的インクルージョンを求めたり、構造的な不平等を是正する一部分、一手段である」（『インクルージョンと民主主義』）
- 差異の政治は、中立や平等を理想として差異を隠蔽するのではなく、差異を認識し、それが権力による抑圧と結びついている場合、その抑圧を掘り崩すような対応を要求する。

ヤングの抑圧

- 搾取、周縁化、無力化、文化帝国主義、暴力
- 差異への非顧慮は、（1）マイノリティ集団に不利に働く、（2）マジョリティ集団の自らの特殊性を隠蔽する、（3）マイノリティ集団が自己嫌悪を内面化する。
- 学校は、文化政治の一形態
- 被抑圧集団には異なった処遇が必要。

ガットマン（Amy Gutmann）

- 多文化教育
- 共通の価値と差異の尊重の両立
- 多文化社会を成立させるための条件としての討議（deliberation）の必要性
- 新しい世代が古い世代を変えながら再生産していく「意識的社會再生産」の必要性
- 非抑圧と非差別という共通の価値

多文化社会のための教育

- ① 慈善的多文化社会：マイノリティのマジョリティへの同化のための教育
- ② 文化的差異の教育：よりよい異文化理解のための差異の教育
- ③ 文化多元主義のための教育：エスニック文化を称揚して、マイノリティ集団をエンパワーする。
- ④ 二文化教育：二つの文化の中で生きることを教育する

差異のための差異

- ベルギーでの差異化
- 非合理性：非合理とは、理性の欠如ではなく、理性の拒否である。それは、相対化の拒否であり、異質なものの排除である。
- 非合理性は、承認の絶望から来る反動である。ヤングに賛成。

差異のための差異

- ベルギーでの差異化
- 非合理性：非合理とは、理性の欠如ではなく、理性の拒否である。それは、相対化の拒否であり、異質なものの排除である。
- 非合理性は、承認の絶望から来る反動である。ヤングに賛成。